議案第８８号

渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第１条　渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１６年渋谷区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１０７．５」を「１００分の１１０」に、「１００分の１００」を「１００分の１０２．５」に、「１００分の１３５」を「１００分の１３７．５」に、「１００分の９２．５」を「１００分の９５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
１	４０８，０００
２	４５１，０００
３	５０３，０００
４	５６６，０００
５	６３９，０００
６	７２５，０００
７	８２１，０００

第２条　渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１１０」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１０２．５」を「１００分の１０１．２５」に、「１００分の１３７．５」を「１００分の１３６．２５」に、「１００分の９５」を「１００分の９３．７５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第５条の改正規定を除く。）による改正後の渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、同条の規定（第５条の改正規定を除く。）による改正前の渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（説明）

特定任期付職員の給料表の改定等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。